

# ○一関工業高等専門学校情報セキュリティ推進室規則

(平成31年4月18日制定)

## (設置)

第1条 一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）に一関工業高等専門学校情報セキュリティ推進室（以下「推進室」という。）を置く。

## (目的)

第2条 推進室は、本校における情報セキュリティに関して情報セキュリティ管理委員会と連携し情報セキュリティ推進規則に基づき具体的な対策を実施し、情報セキュリティの維持向上を図ることを目的とする。

## (室長)

第3条 推進室に情報セキュリティ推進室長（以下「室長」という。）を置き、校長が指名した者をもって充てる。

2 室長の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (副室長)

第3条の2 推進室に情報セキュリティ推進副室長（以下「副室長」という。）を置き、校長が指名した者をもって充てる。

2 副室長の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (組織)

第4条 推進室は、次に掲げる者（以下「室員」という。）をもって組織する。

- 一 室長
- 二 副室長
- 三 情報セキュリティ推進副責任者
- 四 総合情報センター長
- 五 校長が指名する教員若干名
- 六 校長が指名する技術職員若干名
- 七 その他、校長が必要と認めた教職員

2 前項第五号から第七号は室長の推薦に基づき、校長が任命する。

3 第1項第五号から第七号の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 室長に事故があるときは、副室長の指名した室員がその職務を代行する。

## (業務)

第5条 推進室は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 情報セキュリティインシデントの発生予防対策に関すること。
- 二 情報セキュリティインシデントの発生に際し、情報を収集し事象を把握するとともに、被害拡大の防止、復旧及び再発の防止に係る技術的支援や助言を行うこと。
- 三 校内の情報セキュリティインシデントの発生状況を取りまとめ、情報セキュリティ責任者及び機構本部に報告すること。
- 四 情報セキュリティ責任者に対し、情報セキュリティの対策に関する意思決定を支援すること。
- 五 情報セキュリティインシデントへの対処能力を向上させるため、研修や訓練などを実施すること。
- 六 情報セキュリティの推進に関し、報告・連絡・相談窓口として機能すること。
- 七 その他推進室の目的を達成するために必要な業務。

(委員会の設置)

第6条 推進室に情報セキュリティ推進に関する事項を審議するため、一関工業高等専門学校情報セキュリティ推進委員会を（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第7条 委員会は次の各号に掲げる事項の審議を行う。

- 一 第5条各号に定める業務に関すること。
- 二 その他管理運営に関すること。

(委員会の組織)

第8条 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 室員
- 二 副校長（総務担当）
- 三 各系長及び領域長
- 四 各課長補佐（企画・产学連携担当を除く。）
- 五 技術長

(委員長)

- 第9条 委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。
- 2 委員長は必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、委員長の指名した委員がその職務を行う。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

(報告)

第11条 委員長は、委員会で審議した事項を総括して校長に報告するものとする。

(情報セキュリティインシデント対応チーム)

第12条 推進室に情報セキュリティインシデントに対処するチーム（以下「I S I R T（Information Security Incident Response Team）」という。）を設置し、I S I R T責任者を置き、室長をもって充てる。

2 I S I R Tの構成員は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 I S I R T責任者
- 二 総合情報センター長
- 三 総合情報センター情報システム管理部門長
- 四 その他I S I R T責任者が必要と認めた教職員

3 I S I R Tは情報セキュリティインシデントが発生した際、直ちに情報セキュリティ責任者に報告し、危機管理室と連携を図り対処するものとする。

(事務)

第13条 推進室の事務は、総務課が行う。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、推進室に関して必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

#### 附 則（令和5年3月3日規則第31号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和7年3月6日規則第19号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。